



安全運転管理者を 選任していますか？

安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

安全運転管理者 規定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任義務があります。

・乗車定員11人以上の自動車1台以上 ・その他の自動車=5台以上 ・大型・普通自動二輪車(50ccを



を超えるものは1台を
0.5台として計算



※いずれかに該当すれば選任義務があります。

副安全運転管理者 乗車定員を問わず自動車20台以上で選任義務があります。

自動車の台数	副管理者数
19台まで	0人
20台～39台	1人
40台～59台	2人
60台～79台	3人

副安全運転管理者数は、
自動車の台数によって異
なります。20台ごとに1人
の追加選任が必要です。

安全運転管理者等の
選任手続き方法等は
千葉県警察ホームページ
から確認できます。



安全運転管理者等の選任は道路交通法により定められています。(選任義務違反・・・5万円以下の罰金)

千葉県警察

(一社)千葉県安全運転管理協会